

船員法施行規則の一部改正等の概要

IMO・ILO関係条約の改正関係スケジュール（想定）

STCW条約関係

1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約
INTERNATIONAL CONVENTION ON STANDARDS OF TRAINING, CERTIFICATION AND WATCHKEEPING FOR SEAFARERS, 1978
我が国の状況: 昭和57年(1982年)5月27日批准、昭和59年(1984年)年4月28日発効

◆天然ガス燃料船の資格新設

IGFコード改正を受けた
STCW条約の改正の採択
MSC95 H27.6

※一定船員に知識・技能の習得を義務付け

発効済み
H29.1.1

国内法施行(予定)
H29.10.1

今般の省令改正関係

◆極水域を航行する船舶の資格新設

ポーラーコード改正を受けた
STCW条約の改正の採択
MSC97 H28.11

※一定船員に知識・技能の習得を義務付け

発効(予定)
H30.7.1

国内法施行(予定)
H30.7.1

海上労働条約関係

2006年の海上の労働に関する条約
MALITIME LABOUR CONVENTION, 2006
我が国の状況: 平成25年(2013年)8月5日批准、平成26年(2014年)年8月5日発効

◆海上労働証書に係る検査項目追加

MLC送還等の規範改正の採択
ILO特別三者委員会 H26.4

発効済み
H29.1.18

国内法施行(予定)
H29.11.18

◆海上労働証書に係る有効期間延長

MLC証書の規範改正の採択
ILO特別三者委員会 H28.2

国内法施行(予定)
H31.1.8

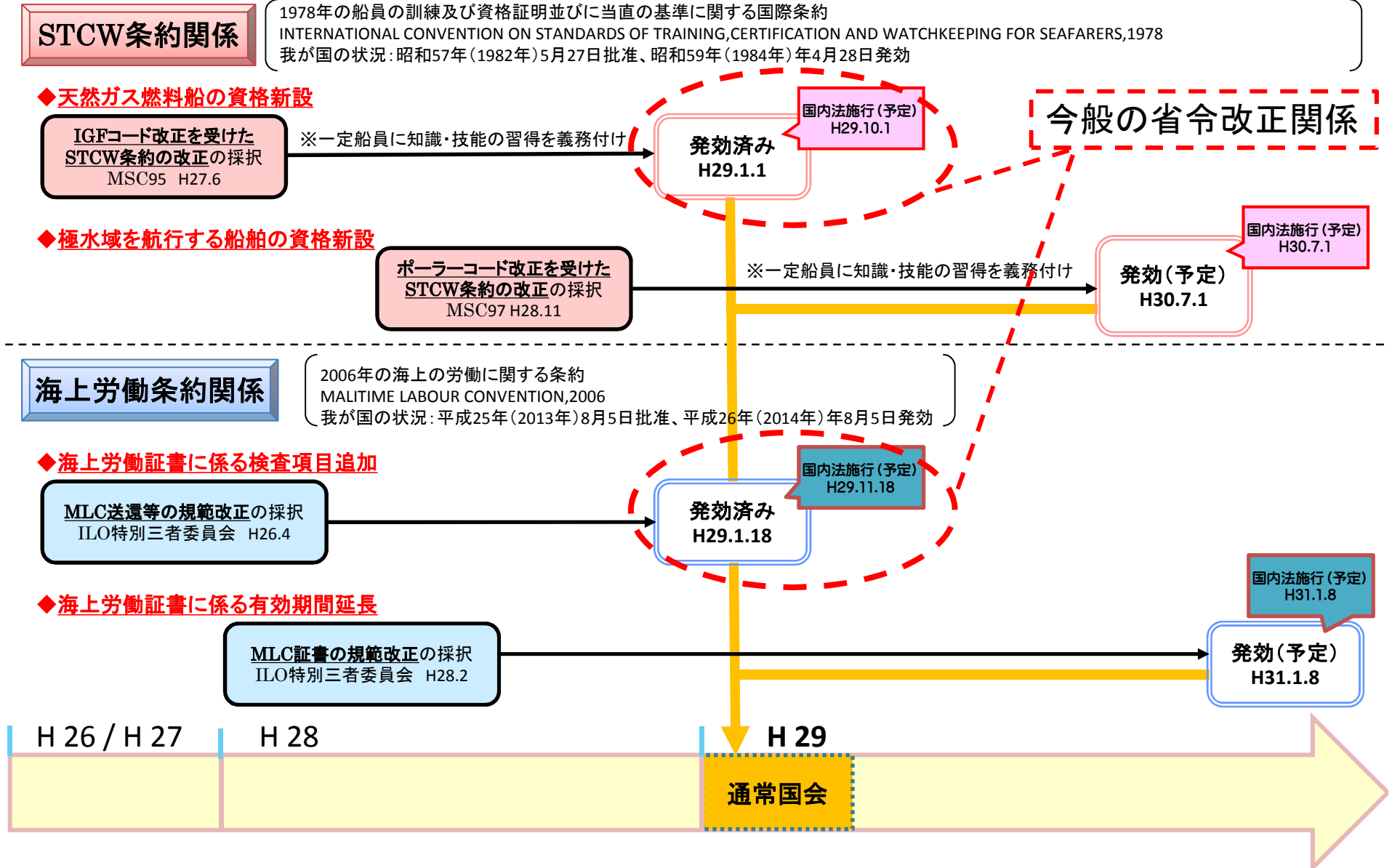
発効(予定)
H31.1.8

H 26 / H 27

H 28

H 29

通常国会



省令改正（案）の概要〔その1〕

船員法施行規則の規定事項(案)

液化天然ガス等燃料船に乗り組む危険物等取扱責任者の資格について

① 危険物等取扱責任者を乗り組ませるべき船舶

液化天然ガス等燃料船のうち、以下の船舶を規定することとする。

- ✓ 平水を航行区域とする船舶以外の低引火点燃料船(*) (IGFコード船)
- ✓ 貨物を燃料とする液化ガスタンカーを除く。

(*)低引火点燃料船＝引火点が摂氏60度以下の燃料で運航する船舶

② 危険物等取扱責任者の乗組み基準

低引火点燃料船には、以下の職務に応じ、甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）及び乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の証印を受けた者を乗り組ませなければならないこととする。

- ✓ 主に船長、機関長及び機関士 ⇒ 甲種
- ✓ 上記以外の海員であって低引火点燃料船の燃料として使用される危険物又は有害物の取扱いに関し責任を有するもの ⇒ 甲種又は乙種

省令改正（案）の概要〔その2〕

③ 危険物等取扱責任者の職務

甲種・乙種それぞれの危険物等取扱責任者（低引火点燃料）について、それぞれその職務を規定することとする。

- ✓ 甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）：
 - ・ 危険物又は有害物である燃料を供給する作業に関する計画の立案
 - ・ 当該作業の指揮監督
 - ・ 当該作業に関し必要な船外との通信手段
 - ・ 当該燃料に係る保安の監督
 - ・ 火災その他の災害の発生時における応急措置の実施及びこれらの業務に関する記録の作成

- ✓ 乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）：
 - ・ 危険物又は有害物である燃料を供給する作業に関する現場における指揮監督
 - ・ 当該燃料に係る保安の監督
 - ・ 火災その他の災害の発生時における応急措置の実施及びこれらの業務に関する記録の作成

省令改正（案）の概要〔その3〕

④ 危険物等取扱責任者の認定等

危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の認定について、その認定基準、申請方法等を規定することとする。

- ✓ 甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の認定基準： ※申請日以前5年以内の要件
 - 1-1 乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）資格の認定
 - 1-2 低引火点燃料船における1か月の乗船履歴及び燃料の補給作業に3回以上従事
 - 1-3 登録講習課程の修了又は
 - 2-1 乙種危険物等取扱責任者（液化ガスタンカー）資格の認定
 - 2-2 低引火点燃料船において燃料の補給作業に3回以上従事又は液化ガスタンカーにおいて積荷等作業に3回以上従事
 - 2-3 低引火点燃料船又は液化ガスタンカーにおける3か月の乗船履歴
- ✓ 乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の認定基準： ※申請日以前5年以内の要件
 - 1 基本訓練の修了又は
 - 2 甲種危険物等取扱責任者（液化ガスタンカー）資格又は乙種危険物等取扱責任者（液化ガスタンカー）資格の認定

省令改正（案）の概要〔その4〕

⑤ 登録講習

危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の資格取得に必要な講習の内容、講習実施機関の登録の詳細等を規定することとする。

✓ 甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）に係る登録学科講習の内容：

- | | | |
|--------------------------|--------|------|
| ・ 低引火点燃料の構造、設備及び燃料システム | 1. 5時間 | |
| ・ 低引火点燃料の物理的性質及び科学的性質 | 1時間 | |
| ・ 低引火点燃料船の推進システム | 1時間 | |
| ・ 機関の取扱い及び燃料の補給 | 1. 5時間 | |
| ・ 災害防止対策及び環境汚染防止対策 | 1時間 | |
| ・ 船員法その他の船員の安全及び衛生に関する法令 | 1時間 | 計7時間 |

⑥ 認定の有効期間等

危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の認定の有効期間（5年間）及び更新手続き等について規定することとする。

低引火点燃料船に係る航海日誌への記載等について

- ・ 低引火点燃料船の燃料タンクについて一定の操作を行った際に、その概要を航海日誌に記載することとする。

- ・ その他所要の改正を行うこととする。

省令改正（案）の概要〔その5〕

その他の関係省令の規定事項(案)

船員労働安全衛生規則の一部改正関係

- ・ 低引火点燃料船の機関部の安全担当者について、登録安全担当者講習（低引火点燃料）の課程修了者又は危険物取扱責任者でなければならないこととする。
- ・ 当該講習の内容等に関して規定することとする。
- ・ その他所要の改正を行うこととする。

船員の労働条件等の検査等に関する規則の一部改正関係

- ・ 条項ずれへの対応等所要の改正を行うこととする。